

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年8月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
------------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件
---------------------	-----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500046 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500008 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間②から⑥までの標準賞与額を同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
請求期間 (支給日)	標準賞与額
② 平成 18 年 8 月 (10 日)	20 万円
③ 平成 18 年 12 月 (22 日)	40 万円
④ 平成 19 年 6 月 (8 日)	16 万 7,000 円
⑤ 平成 20 年 6 月 10 日	19 万 6,000 円
⑥ 平成 21 年 12 月 18 日	11 万円

請求期間②から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月
② 平成 18 年 8 月
③ 平成 18 年 12 月
④ 平成 19 年 6 月
⑤ 平成 20 年 6 月 10 日
⑥ 平成 21 年 12 月 18 日

A 社から請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の支給記録が漏れている。調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間②から⑥まで (次の表の第一欄に掲げる期間) について、A 社が提出した平成 17 年分から平成 21 年分までの給与所得の源泉徴収票の内訳とする資料等 (以下「源泉徴収票の内訳資料等」という。) によると、請求者は、同社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑥までの標準賞与額について、源泉徴収票の内訳資料等により推認できる厚生年金保険料控除額から、第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

また、賞与の支給年月日については、A社が提出した総勘定元帳又は請求者が提出した同社からの賞与の振込先とする金融機関の通帳から、第一欄に掲げる日とすることが妥当である。

第一欄	第二欄
請求期間（支給日）	標準賞与額
② 平成 18 年 8 月（10 日）	20 万円
③ 平成 18 年 12 月（22 日）	40 万円
④ 平成 19 年 6 月（8 日）	16 万 7,000 円
⑤ 平成 20 年 6 月 10 日	19 万 6,000 円
⑥ 平成 21 年 12 月 18 日	11 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、A社が提出した平成 17 年分の源泉徴収票の内訳資料等によると、請求者の賞与支給合計は 70 万円、賞与社保合計は 7 万 7,468 円とされているところ、オンライン記録によると、請求者の平成 17 年 12 月 17 日の標準賞与額は 38 万円とされていることから、平成 17 年中において、同年 12 月 17 日支給の賞与とは別に、請求者に対して 32 万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（32 万円）に基づく厚生年金保険料（2 万 2,294 円）が控除されていたことがうかがえる。

また、請求期間①において、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の中には、平成 17 年 7 月賞与とする明細を所持している者がいるところ、同社は、平成 17 年については、決算賞与、夏季賞与及び冬季賞与の支給があった旨回答している。

しかしながら、A社が提出した総勘定元帳によると、平成 17 年 6 月 10 日、同年 8 月 10 日及び同年 12 月 16 日に賞与の支給があったことをうかがわせる記載が確認できるものの、各従業員の賞与額の記載はなく、平成 17 年分の源泉徴収票の内訳資料等にも各賞与額の記載はない。

また、平成 17 年において、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の中には、平成 17 年決算賞与及び同年夏季賞与とする明細を所持する者がおり、両明細によると、賞与額は同額ではあるものの、総勘定元帳によると、決算賞与（平成 17 年 6 月 10 日）と夏季賞与（平成 17 年 8 月 10 日）の金額には差があり、当該差額の理由について特定することができないことから、前述の賞与支給額（32 万円）及び厚生年金保険料控除額（2 万 2,294 円）は、決算賞与又は夏季賞与のいずれかの賞与として支給され、厚生年金保険料が控除されたのか、若しくは、決算賞与及び夏季賞与のそれぞれにおいて支給された場合は、各々の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。